

基準省令を海面処分場に適用する場合の適用方針

適用方針は、「海面最終処分場閉鎖・廃止基準適用検討調査報告書」（平成 17 年 9 月）に従った。

管理型最終処分場に係る構造基準の海面処分場への適用方針

※本文中のゴシック体表記は、水面埋立処分場を指している表記箇所を示す。

| | 号 | 構造基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|---|--|---|--|---|
| 第 1 条 第 1 項 | 1 | 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 | 囲いは人により容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない構造であり、相当の高さを有するものであること。ただし、埋立地が人のみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内にある場合、又は埋立地の周囲が人のみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合は、その周囲については囲いを設ける必要がないこと。 | ・適合 |
| | | ただし、閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設けること。 | 埋立地の開口部を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の開口部を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備には、標識、境界線等が該当すること。 | ・適合 ・閉鎖に伴い、内水ポンドの機能を残し、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いを撤去する場合には、安全性の確保のため、内水ポンド（調整池）の周囲に囲いを設けるなどの措置を行う。 |
| | 2 | 入口の見やすい箇所に最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。 | 廃棄物の種類は、ごみ、粗大ごみ、焼却灰、し尿処理汚泥等に区分して記載すること。連絡先は最終処分場の管理全般について責任をもって対応しうる者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。その他の設備としては、看板、壁面埋込板等が挙げられること。 | ・適合 |
| | 3 | 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は適当地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。 | 最終処分場の地盤が地滑り（水面埋立地にあつては滑り。）を起こすと最終処分場の機能が阻害され、また、最終処分場に設けられる浸出液処理設備等の設備が沈下を起こすとこれらの設備の機能が阻害されるので、地滑り防止工又は沈下防止工を設ける必要があること。・・・沈下防止工としては、土質安定処理、地盤置換、杭基礎工、ケーソン基礎工等があること。最終処分場の設置する場所が、斜面、崖等である場合には地滑りの有無を、軟弱地盤等である場合には沈下の有無を細心の注意を払って検討し、必要な地盤支持力等が十分に安全性をもって確保される工法を採用すること。 | ・適合 |
| | 4 | 廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備であつて、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ. 自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 | 荷重及び外力として自重、土圧、水圧、地震力を、さらに水面埋立地においては波力を採用して擁壁等の安定計算を行い、安全性を確認すること。安定計算の対象としては、基礎地盤の支持力、擁壁等構造物の転倒及び滑動等があり十分な安全率を見込んで行うこと。・・・ | ・適合 |
| ロ. 廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。 | | 擁壁等に使用される材料には、コンクリート、鋼材、土砂等があるが、コンクリート、鋼材等は接触する水等の性状により腐食される場合があり、なかでも広く使われているコンクリートについては、酸、海水、塩類、動植物油類等が影響を及ぼすことが知られているので十分注意することが必要であること。 擁壁等の腐食防止対策として、例えばコンクリートの場合にあつてはその配合設計、打ち込み、養生等の施工管理での対応のほか、樹脂等による被覆、塗装、アスファルト被覆等の措置が、また、鋼材の場合にあつてはモルタル又はコンクリート被覆、樹脂等による被覆、塗装、電気防食、腐食を考慮した厚さの設定等の措置があること。 | ・適合 | |
| 5 | 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。 イ. 廃棄物の保有水及び雨水等（保有水等）の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。 （ただし埋立地の側面又は底面に、不透水性地層（厚さ 5m 以上、透水係数が 100nm/秒（=1×10 ⁻⁵ cm/秒））以下の地層若しくはルジオン値 1 以下の岩盤又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層）がある部分については、この限りでない。） (1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層を有すること。 （基礎地盤の勾配が 50% 以上であつて、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルに遮水シート又はゴムアスファルトが敷設されていること。） | 括弧書に規定する埋立地の内部を内部仕切設備により区画して逐次埋立処分を行う埋立地（以下「区画埋立地」という。）は、埋立処分が長期間にわたる場合、あるいは埋立地の面積が広い場合等に行われるものであること。 (1) 埋立地の地下の全面に不透水性地層がない場合は、命令第 1 条第 1 項第 5 号イ (1) から (3) までに規定する遮水層、基礎地盤及び遮光のための不織布等で構成される遮水工（表面遮水工）を設けること。 (2) 不透水性地層が存在するか否かの判断は、厚さが 5m 以上であり、かつ、透水係数が毎秒 100nm（毎秒 1×10 ⁻⁵ cm）（岩盤にあつてはルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層が連続して存在しているか否かを調査して行うこと。 ・・・ただし、透水係数又はルジオン値が十分に小さな地層であっても厚さが 5m に満たないものである場合の遮水の効力の評価は、一定の透水係数又はルジオン値及び厚さを有する地層が連続して存在していることを十分に確認することにより行うこととし、また、埋立処分される廃棄物の荷重や遮水工等の施工時に生じる負荷等に起因する埋立地底面部の沈下による当該地層への影響について十分に把握した上で行うこと。 | ・適合 ・遮水機能と埋立護岸の構造的な安定性（転倒など）を考慮して、管理水位を合理的に設定する。 | |
| | (イ) 厚さ 50cm 以上、透水係数が 10nm/秒（=1×10 ⁻⁶ cm/秒）以下である粘土等の層に遮水シートが敷設されていること。 (ロ) 厚さ 5cm 以上、透水係数が 1nm/秒（=1×10 ⁻⁷ cm/秒）以下であるアスファルト・コンクリートの層に遮水シートが敷設されていること。 (ハ) 不織布その他の物の表面に二重の遮水シート（二重の遮水シート間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。 | | ・適合 ・詳細は、「管理型廃棄埋立護岸設計・施工・管理マニュアル」（平成 20 年、財団法人港湾空間高度化センター）にて提案されている算定手法を参照。 | |
| | イ. (2) 遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。 | 基礎地盤の施工は、その上部に設けられる遮水層の損傷を防止するため、突起物や角れき等の除去、抜根を行った上で整形及び締め固め等を行い、十分な強度を有し、かつ、その表面が平滑になるよう整地すること。なお、命令第 1 条第 1 項第 5 号イ (1) (ハ) に規定する遮水層の場合には、基礎地盤の凹凸が遮水シートに及ぼす影響が同号イ (1) (イ) 又は (ロ) に規定する遮水層よりも大きいと考えられるため、特に平滑に仕上げる必要がある | ・適合 | |

| 号 | 構造基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|---|--|---|--|
| | イ. (3) 遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。 | こと。 遮水シート、ゴムアスファルト等の日射により劣化するおそれがあるものが遮水層の表面に敷設された場合は、遮光の効力及び耐久力を有する不織布等で覆うこと。 | ・適合 |
| | ロ. 埋立地地下全面に、不透水性地層がある場合は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。 (1) 薬剤等の注入により、不透水性地層までの地盤のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。 (2) 厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒(=1×10 ⁻⁶ cm/秒)以下である連続壁が不透水性地層まで設けられていること。 (3) 鋼矢板が不透水性地層まで設けられていること。 (4) イ(1)から(3)に掲げる要件。 | 埋立地の地下の全面に不透水性地層があることが確認されている場合の措置であり、当該不透水性地層に到達するまでの間の地層に対して命令第1条第1項第5号口に規定する鉛直遮水工又は表面遮水工を、埋立地の地形、地質、地下水等の自然的条件及び現場の状況に応じて適切に選択して施工すること。その他の工法としては、アスファルト・コンクリートで目地止めした水密コンクリート製ケーソンを設置する方法等があるが、遮水の効力について同号口に規定する鉛直遮水工等と同等以上であることを確認した上で採用すること。 水面埋立地において護岸が遮水工に該当する場合には、護岸が遮水機能を有していなければならないこと。 | ・適合 |
| | ハ. 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠その他の地下水集排水設備を設けること。 | 地下水の湧出等がある場合には、これにより遮水機能が損なわれることがないよう地下水集排水設備を設ける必要があること。 地下水集排水設備の構造及び配置は、地下水の湧水箇所、湧水量、埋立地底部の地形等を勘案して決定すること。 | ・適合(海面最終処分場のほとんどは底部が海水面以下であるため考慮する必要がなく、損傷のおそれは低いと考えられる) |
| | ニ. 保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。 (水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備(保有水等集排水設備)を設けること。) | 埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置する必要があること。 集排水設備としては、管渠又は蛇籠を埋立地の底面に敷設する等の工法がとられるが、埋立地の地形条件、保有水等の流出量等を考慮に入れて施工するとともに、スケール等による断面の縮小にも対応できるよう管路の径を十分に大きくとること。また、目詰まり防止のため管渠等のまわりに碎石等の被覆材を敷設することも有効であること。 本文の括弧書は、水面埋立処分を行う埋立地にあつては、一般廃棄物の投入に伴い余剰となる保有水等を排出することが要求されるので、 <u>集水のための設備は必要ではなく、余水吐き、吐水ポンプ等の排水設備を設けなければならないことを規定していること。</u> ・・・ | ・適合 ・各処分場の考えに基づき、余水吐き、吐水ポンプ、排水暗渠、揚水井戸、内水ポンドなどを設ける。 |
| | ホ. 保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし水面埋立処分を行う最終処分場又はへただし書に規定する最終処分場にあつてはこの限りでない。 | 調整池は耐水構造とし、亀裂や漏水の生じるおそれのないものとする。調整池の容量は、保有水等集排水設備により集められる保有水等の量、浸出液処理設備の規模等を勘案して設定すること。 ただし書は、保有水等の集水のための設備の設置を必要としない水面埋立処分を行う最終処分場又は排除した保有水等を下水道等に放流するための貯留槽が設けられている最終処分場にあつては、調整池を設置する必要がないことを規定したものであること。 | ・適用対象外 |
| | ヘ. 保有水等を排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。 | 浸出液処理設備からの放流水の水質を、排水基準を定める総理府令(以下「排水基準令」という。)第1条に規定する排水基準(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量については、命令第1条第1項第5号への表に掲げる数値)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(以下「維持管理計画」という。)に定める数値に適合させることができる浸出液処理設備を設置すること。・・・ 浸出液処理設備を設けるに当たっては、浸出液処理設備で処理する浸出液の量が最小となり、かつ、平均化されるようにすること。そのためには、廃棄物の締固め、覆土等を行い、雨水及び地表水の埋立地内への浸透を抑制し、埋立地から浸出してくる保有水等と分離して放流することが有効であること。浸出液処理設備としては、浸出液の質に応じて沈殿設備、ばっ気設備、ろ過設備等の設備を組み合わせて設置することが一般的であること。 浸出液処理設備の規模は、保有水等集排水設備により集められる保有水等の量、調整池の容量等を勘案して設定すること。なお、浸出水処理設備の処理能力は、少なくとも当該地域における日平均降雨量に対応したものとすること。 | ・適合 |
| 6 | 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。 | 地表水が埋立地内に流入しないように集水域に応じた開渠その他の設備で地表水を排除し、保有水等の量を抑制することが必要であること。 | ・適合 |

※基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

※留意事項：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について(平成10年7月16日環水企301・衛環63)

管理型最終処分場に係る維持管理基準の海面処分場への適用方針

※本文中のゴシック体表記は、水面埋立処分場を指している表記箇所を示す。

| | 号 | 維持管理基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|--------|--|---|--|---|
| 第1条第2項 | 1 | 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 | 必要な措置とは、覆土、転圧締め等のほか、飛散防止ネット等の措置であること。飛散しやすい廃棄物の場合は、埋立作業中及び埋立作業終了後速やかに、飛散、流出の防止のための措置を講ずる必要があること。なお、本号の規定は、廃棄物が埋立地以外の最終処分場の部分へ飛散、流出することも禁止していることに留意すること。 | ・適合 |
| | 2 | 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 | 必要な措置とは、覆土、消臭剤の散布等の措置をいうこと。 | ・適合 |
| | 3 | 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。 | 火災の発生を防止するために、必要に応じ可燃性の廃棄物に対する覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置をとるとともに、火災発生時に対処しうる消火器、貯水槽散水器等の措置をとること。 | ・適合 |
| | 4 | ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 | 衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、覆土、薬剤散布等の措置が必要であること。 | ・適合 |
| | 5 | 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 | 囲いが破損した場合には補修、復旧すること。 埋立処分が終了した埋立地を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合には、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。また、廃棄物の最終処分場であること及び埋立地の状況に応じた利用に当たっての注意事項がわかるように、埋立処分以外の用に供する場所又はその周囲に立札、標識等を設置すること。 | ・適合 |
| | | ただし、閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。 | 埋立処分以外の用に供されるとしても、引き続き最終処分場としての維持管理は必要であり、命令に定める構造基準及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上の支障が生じることがないよう留意すること。 | ・適合 ・閉鎖に伴い、内水ポンドの機能を残し、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いを撤去する場合には、安全性の確保のため、内水ポンド（調整池）の周囲に囲いを設けるなどの措置を行う。 |
| | 6 | 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 | 立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないこと。 立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧すること。 また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書換えること。 | ・適合 |
| | 7 | 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 | 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。 擁壁等の大部分は地下に埋設されるので、擁壁等の点検は、地上に現われている部分に対する視認が一般的であること。また、沈下等の有無を確認すること。・・・ なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。 | ・適合 ・護岸管理の実施主体は埋立免許権者 |
| | 8 | 廃棄物の荷重その他予想される負荷により遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。 | 遮水シート、ゴムアスファルト等を用いる遮水工にあっては、埋め立てられた廃棄物の荷重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が損傷しないよう、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面に砂等を敷き、保護する必要があること。被覆に用いる物の材料は原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さを50cm以上とすることを目安とすること。ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。 | ・適合（遮水シートを底部に敷設する場合） |
| | 9 | 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 | 遮水工の大部分は廃棄物により覆われることとなるため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について、視認等により、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損又はそのおそれがある場合には修復等を行うこと。 定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。 | ・適合 ・遮水工管理の実施主体は海面最終処分場設置者 |
| 10 | 最終処分場の周縁の2以上の場所から採取した地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水質の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に電気伝導率及び塩化物イオンについて測定・記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水質の水又は周縁の地下水。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 | 地下水等の水質検査は、最終処分場の遮水工が機能し、周縁の地下水等の汚染が生じていないことを確認するためのものであること。 水質検査を行う地下水は、最終処分場による地下水の水質への影響の有無を判断することができる2箇所以上の観測井又は地下水集排水設備により採取されたものとする。観測井は既存の井戸を活用しても差し支えないこと。なお、地下水の流向が把握できる場合には、原則として、最終処分場の上流側及び下流側にそれぞれ観測井を設置し、双方の地下水の水質を比較することにより地下水の汚染を把握すること。 括弧書は、水面埋立処分を行う最終処分場であつてその周縁が水域の場合には、排水設備の周辺等を含む水域の2箇所以上を採取場所とすることを規定していること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場であつても、その周縁の一部又は全部が陸地である場合には、当該埋立地における水質検査については、陸上の埋立地と同様の考え方により採取場所を定めること。 イ 埋立処分開始前の地下水等の水質を把握し、埋立処分開始後の地下水等の水質と比較して水質の状況を評価できるようにするためのものであり、地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度のすべてを測定すること。 電気伝導率及び塩化物イオン濃度は、汚染物質の混入に対する応答性がよいことから地下水等検査項目に加えて測定することとしたものであること。 ただし、検査を行う地下水等の電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合にはあつては測定を省略しても差し支えないこと。このような場合に該当するものとしては、海面埋立処分を行う最終処分場等があること。 | ・適合 | |

| 号 | 維持管理基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|----|--|--|---|
| | ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回(6月に1回)以上測定・記録すること。 | 地下水等検査項目のうち、埋め立てる廃棄物の性状、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質検査の結果等を勘案し、地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については水質検査を省略して差し支えないこと。なお、地下水等検査項目の測定は1年に1回以上行うこととされているが、検査を行う地下水等の電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合にあつては、6か月に1回以上行うこととする。 | ・適合 |
| | ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、 イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。 | 電気伝導率又は塩化物イオン濃度のいずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定して測定すること。 | ・適合(海面最終処分場は汚染の有無の指標として用いることが適当でない場合が多い) |
| | ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 | 電気伝導率又は塩化物イオン濃度が埋立処分開始前と比較して明らかに上昇するなど異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行うこと。 | ・適合 |
| 11 | 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 | 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合であること。 水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものとは、最終処分場の設置者が実施した既存の水質検査結果から判断して地下水の水質の変動が自然的な要因に由来するものと判断できる場合、最終処分場の近傍に汚染源があることが明らかな場合等における水質の悪化をいうこと。 地下水等の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。また、地下水等の水質の悪化が認められたことを都道府県知事等に連絡すること。 平成10年改正命令の施行の際に既に埋立処分を開始している最終処分場にあつては、埋立処分開始後に実施した地下水等の水質の測定値により水質の悪化を判断すること。なお、この場合、最終処分場周辺の既存の測定値と比較することも有効であること。 | ・適合 |
| 12 | 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。 | 被覆型埋立地にあつては、屋根、シート等が破損しないよう適切に維持管理を行うこと。また、屋根、シート等が破損した場合には、直ちに補修、復旧を行うこと。 | ・適合 |
| 13 | 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 | 目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異状が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行うこと。 | ・適合(内水ポンドを調整池として機能させる場合等) |
| 14 | 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 | 放流水の水質検査の結果、排水基準等を超過していれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講ずること。この場合、浸出液の量や質の予測不備、異常出水時対策や調整機能の欠如、容量不足、処理方式の不適合等に起因することが多いので、これらの点に留意すること。 | ・適合 |
| | ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 | 浸出液処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行うこと。 | ・適合 |
| | ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2)pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量について1月に1回以上測定・記録すること。 | 水質検査の頻度は、排水基準に係る項目のうち、pH、BOD又はCOD、SS及び窒素含有量(以下「pH等」という。)を除く項目にあつては1年に1回以上とし、pH等にあつては1月に1回以上、また、排水基準に係る項目であつて維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とするが、水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇しているなど変動が見られる場合にあつては、適宜頻度を増やすこと。・・・ | ・適合 |
| 15 | 開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。 | 開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておくこと。 開渠等に堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じ、管理用道路の設置その他の開渠等への到達を容易にするための措置を講ずること。 | ・適合 |
| 16 | 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 | 腐敗性の廃棄物の埋立地にあつてはメタンガス等が発生するので、通気装置を埋立処分の進行状況にあわせて埋立地に適宜配置していくことが必要であること。埋立地内で発生したガスは、遮水工や覆土と廃棄物の境界に沿って流れることが多いため、通気装置は、多孔管、蛇籠等を法面に沿って設けることが有効であること。さらに、埋立地の面積が広い場合には、法面に設置した通気装置に加えて埋立地の内部に堅型の通気装置も設置すること。 また、排除したガスをその性状及び発生量に応じて処理すること。 | ・適合(陸化後、必要に応じて埋立地の活性の分布の検討などにより場所を定めて設置) ・鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋立てる最終処分場は対象外 |
| 17 | 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。) | 埋立地の開口部からの廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生及び雨水の浸透を抑制する等のため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、おおむね50cm以上の厚さとなるようにする等の方法により閉鎖する必要があること。 その他これに類する覆いとは、50cmの厚さの土砂と同等の強度及び透水性を有するものをいうこと。 (雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。) | ・適合 ・内水ポンドは開口部にあたる。 ・閉鎖後の内水ポンドの取り扱い、次の方法によるものとする。 ①内水ポンドを埋立てず、機能を維持する場合は、厚さが概ね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること(基準省令1条2項17号)。 ②内水ポンドを調整池、雨水調整池として残す場合は、保有水等が流入しないよう、内水ポンドの底部や側面をソイルセメント、継手に遮水処理をお施した矢板等により覆い、遮水性を確保すること。 |
| 18 | 閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 | 定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。 | ・適合 |

| 号 | 維持管理基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|----|---|---|--|
| 19 | 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 | 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切りに囲まれた区画ごとに、埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量を記録すること。 また、擁壁等の点検、放流水の検査、遮水工の補修等を行った場合は、その結果を記録すること。 作成された記録は、最終処分場の廃止までの間保存すること。 | ・適合 |
| 20 | 埋め立てられた廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 | | ・適合 ・計画水位上昇高を考慮した保有水等水位のモニタリング（保有水等上部集排水管の場合） |

※基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

※留意事項：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日環水企301・衛環63）

管理型最終処分場に係る廃止基準の海面処分場への適用方針

※本文中のゴシック体表記は、水面埋立処分場を指している表記箇所を示す。

| | 号 | 廃止基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|--------|---|---|---|--|
| 第1条第3項 | 1 | 最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。 | 地滑り防止工又は沈下防止工、擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備及び開渠等について、構造基準に適合していないと認められないこと。また、擁壁等については、その安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋め立てられていないこと。 なお、囲い、立札、調整池及び浸出液処理設備については廃止に当たり設置されている必要がないこと。 | ・適合 ・内水ポンドの機能を残し、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いを撤去する場合には、安全性の確保のため、内水ポンド（調整池）の周囲に囲いを設けるなどの措置を行う。 |
| | 2 | 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 | 覆土等の措置が講じられていることにより悪臭の発生が認められないこと。 | ・適合 |
| | 3 | 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 | 覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置が講じられていることにより火災の発生のおそれがないこと。 | ・適合 |
| | 4 | ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 | 覆土等の措置が講じられていることにより、はえ等の衛生害虫等の異常な発生が認められないこと。 | ・適合 |
| | 5 | 前項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。 イ 前項第10号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。 ロ 前項第10号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。 | 埋立処分開始後の地下水等検査項目に係る地下水等の水質検査の結果、命令の別表下欄に掲げる基準に現に適合していないと認められる場合、又は埋立処分開始前及び開始後の水質検査結果に基づく水質の変動をみて当該基準に適合しなくなるおそれがあると認められる場合は、廃止の基準に適合しないものであること。 ただし、これらに該当する場合であっても、埋立処分開始前及び開始後の水質検査結果に基づく水質の変動をみて水質が悪化したと認められない場合、又は最終処分場以外の原因により水質が悪化したことが明らかな場合にあっては、この限りではないこと。 | ・適合 |
| | 6 | 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で2年（埋め立てる廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更以後の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第1項第5号2ただし書に規定する埋立地については、この限りでない。 イ 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。）6月に1回以上 ロ 前項第14号ハ(2)に規定する項目 3月に1回以上 | 廃止の確認の申請の直前2年間以上にわたり測定された保有水等の水質検査の結果がすべて排水基準等に適合していること。また、水質検査の結果には、廃棄物の埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要があること。 本文の括弧書は、例えば埋め立てる廃棄物を不燃性のごみから生ごみに変更するなどその性状を著しく変更した場合には、当該変更以後の2年間以上の水質検査の結果をもって適合を判断することを規定したものであること。 ただし書は、保有水等が発生しない被覆型埋立地にあっては、本文の規定を適用しないことを定めたものであること。 | ・適合 ・廃止基準の適合確認の対象とする保有水等は保有水等集排水設備により排出される保有水等とする。 ・計画水位上昇高を設定して廃止する場合、廃止確認申請時に許容水位上昇高を設定し、これを指定区域の解除まで遵守する。 ・許容水位上昇高を考慮した保有水等水位のモニタリングを実施する。 |
| | 7 | 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。 | 廃止の確認の申請の直前にガスの発生がほとんど認められないこと、又は廃止の確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないことを確認すること。また、ガスの発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要があること。 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにすること。 ガスの発生量の測定は、第1条第2項第13号の規定による通気装置等から適当な箇所を選定し、流量の測定を行うこと。このほか、埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があって付近に通気装置等がない場合は、そこに採取管を設置して測定すること。 流量の測定の方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法もあること。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を用いること。 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として3か月に1回以上とすること。 このほか、ガスの採取地点の選定に当たっては、「廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル」（平成元年11月30日環水企第311号別添。以下「安定化監視マニュアル」という。）を参考とすること。 | ・適合 |
| | 8 | 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。 | 廃止の確認の申請の直前の埋立地内部の温度の状態について確認すること。 命令第1条第3項第8号の異常な高温になっていないとは、埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が摂氏20度未満である状態をいうこと。なお、周辺の地中の温度は実地で測定するほか、既存の測定値を活用しても差し支えないこと。 温度の測定は、第1条第2項第13号の規定による通気装置等から適当な箇所を選定し、熱電対式等の温度計を用いて行うこと。地表より鉛直方向に1メートル間隔で測定し地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較すること。 このほか、埋立地内部の温度の測定地点の選定については、安定化監視マニュアルを参考とすること。 | ・適合 |

| 号 | 廃止基準項目 | 留意事項 | 海面処分場への適用方針 |
|----|--|---|---|
| 9 | 前項第 17 号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。 | 覆土等の覆いの損壊が認められないこと。 区画埋立地にあつては、すべての区画が覆いにより閉鎖されていること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・適合。 ・内水ポンドは開口部に当たる。 ・閉鎖後の内水ポンドの取扱いは、次の方法によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 内水ポンドを埋立てず、機能を維持する場合は、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること（基準省令第 1 条第 2 項 17 号）。 ② 内水ポンドを調整池、雨水調整池として残す場合は、保有水等が流入しないよう、内水ポンドの底部や側面をソイルセメント、継手に遮水処理を施した矢板等により覆い、遮水性を確保すること。 |
| 10 | 前項第 17 号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。 | 被覆型埋立地への雨水等の浸透を防ぐため、覆いの沈下、亀裂その他の変形により、遮水の効力が低下し、又は低下するおそれがないことを確認すること。 | ・適用対象外（被覆型埋立地を対象としているため） |
| 11 | 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。 | 最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障とは、命令第 1 条第 2 項第 10 号の規定による水質検査のために設置した観測井等以外で採取された地下水の水質の埋立地からの浸出液による悪化や、埋立地から発生したガスや放流水による周辺の作物の立枯れ等が該当すること。 | ・適合 |

※基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）

※留意事項：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成 10 年 7 月 16 日環水企 301・衛環 63）

廃棄物最終処分場性能指針への適用方針

※本文中のゴシック体表記は、水面埋立処分場を指している表記箇所を示す。

| 項 | 号 | 性能指針 | 海面処分場への適用方針 |
|---------|----|---|-------------|
| 1 総則 | | ・・・なお、水面埋立処分の場合等において、基準省令に基づき設置が必要とされていない設備については、本性能指針により当該設備の設置を求めるものではない。 | |
| 2 適用の範囲 | | 本性能指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に定める一般廃棄物の最終処分場について適用する。 | |
| 3 用語の定義 | | 本性能指針において使用する用語を、次のように定義する。 | |
| | 1 | ・廃棄物最終処分場 生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的、物理的、化学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連附帯設備を併せた総体の施設をいう。 | |
| | 2 | ・埋立地 最終処分場のうち、廃棄物を埋立処分する場所をいう。 | |
| | 3 | ・関連附帯設備 最終処分場のうち、擁壁、前処理設備、遮水層、保有水等集排水設備、通気設備、浸出液処理設備及び調整池等の総称をいう。 | |
| | 4 | ・前処理設備 埋立処分を行うための前処理として廃棄物の破砕、選別、溶融などを行う設備（粗大ごみ処理施設を除く。）をいう。 | |
| | 5 | ・計画年間埋立処分量 一般廃棄物処理計画と整合性が図られたものであり、廃棄物の種類ごとに計画される1年間ごとの埋立処分量（質量）をいう。 | |
| | 6 | ・計画年間埋立処分容量 一般廃棄物処理計画と整合性が図られたものであり、廃棄物の種類ごとに計画される1年間ごとの埋立処分容量をいい、計画年間埋立処分量を埋め立てられて締め固まった廃棄物の単位容積当たりの質量で除して求めたものであること。 | |
| | 7 | ・遮水工 遮水層、鋼矢板、当該設備の基礎地盤及び遮光のための不織布等で構成される設備を遮水工という。 | |
| | 8 | ・遮水層 浸出液に含まれる汚染物質の埋立地外部への流出を防止するために埋立地内の底部及び斜面等に設けられる必要な数の不透水性の資材等による構造物を遮水層という。 | |
| | 9 | ・遮水シート 保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有し、埋立地内の底部及び斜面等に設けられる不透水性の遮水材のうち、シート状の資材をいう。 | |
| | 10 | ・有害物質 排水基準を定める総理府令（昭和46年総令第35号。以下「排水基準令」という。）別表第1の上段に掲げる有害物質をいう。 | |
| | 11 | ・遮水工破損（漏水）検知設備 遮水工の破損、漏水を検知する設備をいう。 | |
| | 12 | ・不織布等 遮光のために設けられるものであって、繊維で作った布状の資材及びそれと同等の機能を有する資材をいう。 | |
| | 13 | ・保有水等 埋め立てられた廃棄物が保有する水分及び埋立地内に浸透した地表水をいう。 | |
| | 14 | ・準好気性埋立構造 埋立地内への空気の侵入を促進させる埋立地の構造をいう。 | |
| | 15 | ・保有水等集排水設備 保有水等を有効に集め、速やかに排出するために設けられる管きよ等の構造物をいう。 | |
| | 16 | ・堅型保有水等集排水設備 保有水等集排水設備のうち、埋立地内部に鉛直に設置されるものを堅型保有水等集排水設備という。 | |
| | 17 | ・通気設備（発生ガス排除設備） 埋立地から発生するガスを排除するために埋立地内部に設置される堅型通気設備（堅型保有水等集排水設備を兼用するものを含む。）又は法面に設置される通気設備をいう。 | |
| | 18 | ・物理化学的処理 浸出液を凝集沈殿処理、砂ろ過、活性炭処理など物理化学的に処理することをいう。 | |
| | 19 | ・生物化学的処理 浸出液を生物化学的に処理することをいう。 | |
| | 20 | ・浸出液 埋立地の外に排出された保有水等をいう。 | |
| | 21 | ・浸出液処理設備 浸出液を物理化学的又は生物化学的処理方式等により処理する設備をいう。 | |
| | 22 | ・調整池 保有水等集排水設備により集められ、浸出液処理設備に流入する浸出液の水量及び水質を調整できる耐水性の設備をいう。 | |
| | 23 | ・降水強度 埋立処分期間と同じ期間（年数）における過去の1日当たりの降水量の実測値（以下、「既往日降水量」という。）などをもとに合理的な方法で算出された降水量をいう。 | |
| | 24 | ・1年間連続運転 通常の休業停止等による停止を除き、1年間を通して安定して連続稼働する運転をいう。 | |
| | 25 | ・試験運転期間 最終処分場の試験運転を開始した時点から、試験運転を完了した時点までの間の運転期間をいう。 | |
| | 26 | ・実証試験 開発技術の機能、性能等を確認するために行われる試験をいう。 | |
| | 27 | ・実証設備 実証試験において用いられる設備をいう。 | |
| | 28 | ・実用施設 機能、性能等が確認され、実用に供されている施設をいう。 | |
| | 29 | ・安定稼働 故障等により施設の運転停止（点検、清掃、調整、部品交換等に必要な短時間の運転停止を除く。）することなく、安定した運転が支障なく維持できる状態をいう。 | |
| | 30 | ・模擬浸出液 計画する水質の浸出液に類似した水質に人工的に調製した水をいう。 | |

| 項 | 号 | 性能指針 | 海面処分場への適用方針 |
|--|---|---|--|
| 4 廃棄物最終処分場 | 1 | 埋立処分容量 (1) 性能に関する事項 計画する埋立処分を行う期間内(15年間程度を目安とし、これにより難い特別な事情がある場合には、必要かつ合理的な年数とする。)において、生活環境保全上支障が生じない方法で埋立処分可能な容量を有すること。 | ・適合 |
| | | (2) 性能に関する事項の確認方法 計画する埋立処分を行う期間における各年次の計画年間埋立処分容量の総和に覆土容量を加算した容量を有することを確認すること。 | ・適合 |
| | 2 | 遮水工 (1) 性能に関する事項 ア 遮水効力 遮水工にあつては、遮水効力が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第1項第5号イ又はロ及びハの規定と同等以上の能力を有すること。 なお、同令附則に定める経過措置の規定については適用しない。 | ・適合 |
| | | イ 遮水工破損(漏水)検知設備 遮水シート等の破損又は漏水を速やかに検知する設備を設置する場合にあつては、必要な能力を有すること。 | ・漏水検知システムの検知原理上、この設備は海面処分場に適用しにくい。 |
| | | ウ 有害物質の溶出 遮水シート及び不織布等から有害物質が排水基準に定める許容限度を超えて溶出されないこと。 | ・適合 |
| | | (2) 性能に関する事項の確認方法 以下により、各性能に関する事項の適正を確認することとし、これにより難い場合は、実証設備又は実用施設により得られたデータ等に基づき各性能に関する事項の適正を確認すること。 ア 遮水工の遮水効力 遮水工のうち、遮水層については、次によること。 (ア)粘土その他の材料の層又はアスファルト・コンクリートの層 使用する材料を用いた日本工業規格A1218に定める室内透水試験又はこれと同等以上の性能を有する試験方法による当該材料を用いた遮水層が実際に設置された状態における遮水効力を評価した結果 | ・適合 |
| | | (イ)遮水シート 使用する材料を用いた実証設備又は実用施設あるいはその他の方法により得られた遮水効力を評価した結果 | ・適合 |
| | | イ 遮水工破損(漏水)検知設備 使用する材料を用いた実証設備又は実用施設あるいはその他の方法により得られたデータを評価した結果 | ・漏水検知システムの検知原理上、この設備は海面処分場に適用しにくい。 |
| | 3 | ウ 有害物質の溶出 昭和48年環境庁告示第13号又はこれと同等以上の性能を有する試験方法により得られた測定データを評価した結果 | ・適合 |
| | | 保有水等の集排水(水面埋立処分を除く。) (1) 性能に関する事項 埋立地内の保有水等を有効に集め、速やかに排出する能力を有すること。 | ・適合 ・各処分場の考えに基づき、余水吐き、吐水ポンプ、排水暗渠、揚水井戸、内水ポンドなどを設けることを妨げない。 |
| | | (2) 性能に関する事項の確認方法 設計図書及び使用する材料・製品の仕様等により、以下の事項の適正を確認すること。 ア 既往日降水量の最大降水月における1日平均降水量等の計画した降水強度により埋立地内の水位が50cm以下になること。 イ 準好気性埋立構造の埋立地にあつては、既往日降水量の最大降水月における1日平均降水量等の計画した降水強度により保有水等集排水設備内に空気が通気可能な空間を確保できる管径等を持ち、管きょ等の端部が大気に開放されていることを確認すること。 | ・適合 ・陸上処分場においては系外方向(遮水工の外)への保有水の漏洩フラックスを抑制するための措置であり、海面処分場においては、系外方向(外海)へ向かったフラックスを抑制するために外海潮位に応じた適切な保有水水位管理が必要であるという意味で、漏洩リスクに対する水位管理の考え方は同じ。 ・廃棄物層の大部分が滞水領域となることが想定される水面埋立処分場では、準好気性埋立は馴染まない。 ・陸化後、各処分場の考えに基づき設置された保有水集排水設備に対して、必要に応じて性能を確保することを妨げない。 |
| | 4 | 発生ガスの排除 (1) 性能に関する事項 埋立地から発生するガスを排除する能力を有すること。 また、準好気性埋立構造の埋立地にあつては、埋立地内に空気を通気する能力を有すること。 | ・陸化後、各処分場の考えに基づき設置された保有水集排水設備に対して、必要に応じて当該機能を付与することを妨げない。 |
| (2) 性能に関する事項の確認方法 設計図書及び使用する材料・製品の仕様等により、以下の事項の適正を確認すること。 ア 通気装置(堅型保有水等集排水管を兼用する場合にあつては、管径200mm以上であること。)が2,000㎡に1か所以上(これにより難い特別な事情がある場合は、必要かつ合理的な数値とする。)設置されること。 | | ・各処分場の考えに基づき、必要かつ合理的な数値を設定する。 | |
| 5 | 浸出液処理設備 (1) 性能に関する事項 ア 処理能力 計画した質及び量を計画する水質に処理する能力を有すること。 | ・適合 | |
| | イ 処理水質の性状 放流水質は、BOD20mg/L以下(ただし、海域及び湖沼に排出される放流水については、COD50mg/L以下)及びSS30mg/L以下(ただし、ばいじん又は燃え殻を埋め立てる場合は、10mg/L以下)であること。なお、保有水等を当該最終処分場以外の場所において、同等以上の性能を有する処理設備で処理する場合は、この限りではない。 | ・適合 | |
| | ウ 安定稼働 1年間連続運転可能であること。 | ・適合 | |
| | (2) 性能に関する事項の確認方法 ア 性能確認条件 以下の条件を満たす実証設備又は実用施設における運転結果に基づき各性能に関する事項に適合しているかを確認すること。 (ア)実証設備又は実用施設の浸出液処理能力は、1m ³ /日以上であること。 | ・適合 | |
| | (イ)実証試験の試験運転期間については、物理化学的処理の場合においては、60日以上、生物化学的処理の場合においては、12月から2月の期間を30日以上含む180日以上(このうちには、過負荷連続試験期間も含む。)の実績を有すること。 | ・適合 | |

| 項 | 号 | 性能指針 | 海面処分場への適用方針 |
|---|---|---|---------------------------|
| | | (ウ) 実証試験に用いる浸出液は、計画する廃棄物と類似した廃棄物を埋め立てた場合の浸出液又は模擬浸出液を用いること。 | ・適合 |
| | | イ 性能確認方法 (ア) 処理能力 以下のいずれかにより確認すること。 a 実証試験により得られた運転データを評価した結果 b 実用施設における運転データを評価した結果 | ・適合 |
| | | (イ) 安定稼働 以下のいずれかにより確認すること。 a 実証試験により得られた運転データと、連続した安定運転を阻害する原因への対策等を評価した結果 b 実用施設において1年間連続して安定運転を実施した実績 | ・適合 |
| | 6 | 調整池の容量 (1) 性能に関する事項 計画した浸出液処理設備の処理能力に適合するように、浸出液の量及び水質を調整できる容量を有すること。 | ・適用対象外（省令第1条第1項5号ホただし書きに） |
| | | (2) 性能に関する事項の確認方法 設計図書及び使用する材料・製品の仕様等により、以下の性能に関する事項の適正を確認すること。 ア 埋立地の気象条件に適合した近接する気象観測所等の観測結果から求めた既往日降水量、蒸発量等を用いた計算結果（ただし、埋立地に人工的に散水する場合は、計画する散水量。）により、埋立地の底部に保有水等が貯水されないように維持できる容量が確保されていること。 | ・適用対象外（省令第1条第1項5号ホただし書きに） |

※廃棄物最終処分場の性能に関する指針について 平成12年12月28日 生衛発1903号
〔改定〕平成14年11月15日 環廃対726号